

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

①北海道町村議会議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）

②ウポポイ 民族共生象徴空間（白老町）

(3) 派遣期間

令和4年7月6日～7日（2日間）

(4) 派遣議員

全議員 15人（3人欠席）

2 先進地視察調査（総務文教常任委員会）

(1) 目的

委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。

(2) 派遣場所

栗山町

恵庭市

(3) 派遣期間

令和4年7月5日～6日（2日間、6日午後から北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に加わる）

(4) 派遣議員

総務文教常任委員会委員 6人

3 先進地視察調査（民生常任委員会）

- (1) 目的
委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。
- (2) 派遣場所
芽室町
函館市
- (3) 派遣期間
令和4年8月4日～5日（2日間）
- (4) 派遣議員
民生常任委員会委員 5人（1人欠席）

4 先進地視察調査（産業建設常任委員会）

- (1) 目的
委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。
- (2) 派遣場所
鹿追町環境保全センター（鹿追町）
中富良野町
美瑛町
- (3) 派遣期間
令和4年7月26日～27日（2日間）
- (4) 派遣議員
産業建設常任委員会委員 5人、議長

5 議会広報研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

- (1) 目的
議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。
- (2) 派遣場所
ポールスター札幌（札幌市中央区）
- (3) 派遣期間
令和4年8月23日（1日間）
- (4) 派遣議員
広報広聴委員会委員 3人
（荒貴賀、石川康弘、岡本眞利子）

6 その他

上記1から5の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。